

障害福祉計画のPDCAサイクルについて

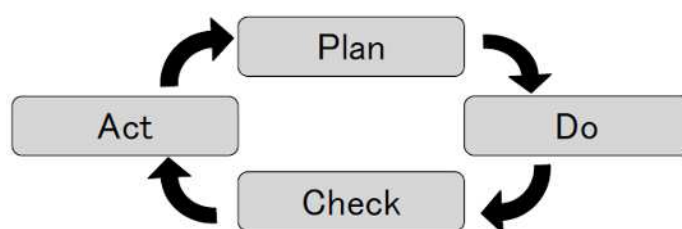
1 PDCAサイクルの必要性

平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

※ PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

PDCAサイクルのイメージ



2 障害福祉計画の評価（チェック）

障害福祉計画の評価（Check）は、少なくとも1年に1回中間評価として実施することが必要となります。また、活動指標についても、実績を把握し、分析・評価を行うことが望まれます。

3 第7期 障害福祉計画及び第3期 障害児福祉計画の成果目標と活動指標

- （1）福祉施設の入所者の地域生活移行
- （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- （3）地域生活支援の充実
- （4）福祉施設から一般就労への移行等
- （5）障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等
- （6）相談支援体制の充実・強化等
- （7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- （8）発達障害のある人等に対する支援の充実・強化
- （9）その他の活動指標